

海外留学支援制度(大学院学位取得型)の 語学要件の変更等(2019年度募集)

平成30年7月17日現在の検討内容です。内容は変更になる場合があります。

◆ 語学能力(英語)の要件が変わります。(応募時点でア又はイのいずれかを満たしていることが必要です)

ア. TOEFLの得点がPBT 600点、CBT 250点、iBT 100点、又はIELTS 7.0以上である者

イ. 留学先大学が求める語学能力が上記ア以上である場合は、留学先大学が明示する語学能力以上である者

これまでは、「留学先大学が求める語学能力が上記ア未満であると具体的な点数で明示されている場合は、TOEFLの得点がPBT 550点、CBT 213点、iBT 80点、又はIELTS6.0以上で、留学先大学が明示する語学能力以上である者」も要件の一つでしたが、今後は要件に含めません(要件外です)。

◆ 語学能力(英語以外)の要件が変わります。

「応募者の要件」で定める英語以外の語学能力の基準を、

ア. ヨーロッパ言語共通参照枠(CEFR)C1レベル以上

イ. 留学先大学が求める語学能力が上記ア以上である場合は、その能力以上 とします。

これまでは、「ア. 留学先が明示する語学能力以上、イ. 留学先大学が求める語学能力が具体的な点数として明示されていない場合は、

留学先大学で学位取得及び専門分野の研究遂行に十分な語学能力を有すると認められる者」としていましたが、以上の要件に変更します。

◆ 成績評価係数の基準が変わる予定です。

「応募者の要件」で定める成績評価係数の基準を、これまでの2.6以上 → **2.7以上** に引き上げることを検討しています。

詳細は、募集要項でご確認ください。

募集要項の公表は、昨年度同様、9月上旬を予定しています。